

## 第2回離島対策等検討会 議事録

1. 日時:2004年3月12日13時～14時40分
2. 場所:日本自動車会館11階  
(財)自動車リサイクル促進センター 第1会議室
3. 委員の現在数: 3名
4. 出席者と人数:藤井座長、大杉委員、堀委員  
以上 3名出席  
その他(財)自動車リサイクル促進センター事務局、  
経済産業省・環境省担当官が出席
5. 議題:①離島対策への出えんに関する基本的な考え方について  
②「第106条3～5号業務」の平成16年度事業計画案及び  
予算案概要について

### 6. 議事録

#### (1) 議題①について

「自動車リサイクルにおける離島対策について(案)」「離島対策支援事業(仮)要綱(案)」「離島対策支援事業 申請手続きフロー(通常時\*1)案」について資料3-1～3を使用して事務局が説明し、離島対策について討議。

「自動車リサイクルにおける離島対策について(案)」「自動車リサイクル法における不法投棄等対策の検討の方向性(案)」について資料3-1、資料4にて産構審・中環審合同会議および資金管理業務諮問委員会に報告する旨了解された。

離島対策支援事業に関する要綱案については、今回の検討会での意見を踏まえ、第3回離島対策等検討会(5月開催予定)で成案の検討を行うことになった。

#### 【主な質疑・意見】

(注)◇は委員からの質問・意見 ◆は事務局からの説明

#### <海上輸送パターン(仮)>

◇海上輸送パターン(仮)について、第1回離島対策等検討会の説

明時とマトリックスを変えているが、内容の変更はあるか。

- ◆言葉を置き換えたのみで、基本的には変えていない。
- ◇前回の説明では、島内関連業者有無で分けてあったと記憶しているが、今回の書き方では島内関連業者がある場合でも、最終使用者が使用済自動車を海上輸送できる事になるが、この書き方で問題ないか。
- ◆島内に関連業者がいても自動車リサイクル法上の引取業者にならない場合、または島内業者の処理許容量が不足する場合には、最終所有者が海上輸送することが想定される。
- ◇海上輸送パターンをA～Eの5パターンを想定しているが、それ以外のパターンが想定されるので、Fとしてその他のパターンを設定する必要があるのでは。
- ◆A～Eのパターンでほぼ網羅的に海上輸送パターン分けはされており、後はその組み合わせになると考えられるので、「F. その他」の設定は不要と考えている。今後の地元との対話、説明の過程でも、組み合わせが可能な点等についてよく説明してまいりたい。
- ◇パターンの選択もそうだが、事情が変わって、やり方を変更しなければならない場合も起こる。その場合は、事業の趣旨に合っていれば弾力的に対応することが必要。また、一つだけの選択ではなく、組み合わせということもありうる。
- ◆要綱案14その他に記してある通り、弾力的に対応する。

#### <運営体制について>

- ◇離島においてしっかりと制度を運用していただくためには、条例や要綱によるルールづくりをしてもらうことが必要とあるが、この事業を成功させ、本来の目的を実現し、しっかりとした前進にしたい。そのためには、効果的にものごとが進むようにしていく必要がある。こちら側の安心感のために、縛りすぎるのは禁物。要綱(案)の3. 資金出えんの対象の(2)①に「事業の構築および運営体制の構築」とあるが、要綱・条例等を前提にすると、実質ではなく手続き等の負担が大きくなり、本事業が活用されず、この事業の趣旨が十分生かされなくなるおそれ大きい。要綱・条例等の作成という形式に必ずしもこだわることは不要。ただし、基本的な共通ルールは必要であり、これをベースとし、島の実情に応じて相談し、例外的な扱いを設定していくのが適当である。そういう性格をもてるものになるよう、この要綱案はしていくべき。

- ◆要綱・条例の形をとることを前提にはすべきでないのは、指摘の通り。ただし、何でもありということではなく、共通のルールに沿っていただくことは必要。また、それに沿って、その島で実施するにあたってのやり方、実情に合わせた例外的扱い等は、個々に決めておく必要がある。

#### <資金出えん検討の観点について>

- ◇要綱(案)の3. 資金出えんの対象の(2)①に記述されている「適正かつ効率的な事業」という表現と、6. 決定の通知の中にある「資金出えんの適正かつ公正な実施」という表現があるが、検討会にてどのような観点で議論するのか紛らわしいので表現を整合すべきでは。
- ◆成案までに表現については整合を図りたい。

#### <「事業者実施の責任の所在」の表現について>

- ◇要綱(案)の13. 事業者実施の責任の所在に「離島市町村が一切の責任を負うものとする」とあるが、その表現だとだれが実施した業務も市町村の責任になると解釈されてしまう。離島対策については都道府県の役割も極めて重要である等のこともある。この事業の、それぞれの役割分担に応じて、自分の役割についてはそれぞれが責任を持つとすべきである。ただ、そのことは、当然のことでもあるので、この項目は、全く記述しなくてもいいかもしれない。
- ◆責任の所在については都道府県の役割等も考慮した上で、適正な表現となるよう再検討する。

#### <出えん率について>

- ◇要綱(案)の4. 資金出えんの算定方法に「対象経費総額の10分の8以内とする」とあるが、この表現だと市町村は出えん率が80%以下になる可能性もあると考え、その心配から、離島対策支援事業の活用が円滑になされないおそれがある。「原則80%」と明記することが必要ではないか。
- ◆他の支援事業の要綱には「原則80%」という表現はない。
- ◇安心感が与えられるような工夫が必要である。例えば、支払い対象期間の調整等で80%出えんを確保する方が、円滑な活用につながるのではないか。また、2月末に出す文書に3月分を記入す

るのは不可能である。対象期間を前年度の3月分から当該年度の2月にする等の対応が必要である。

- ◆支払時期で調整することは市町村、センター双方に問題(年度決算等)があるので、支払い対象期間の調整は難しい点がある。なお、年度の区切りにおける出えん要請のタイミングについては、翌年度分にするなどの対応が必要であることは確かなので、さらに具体的な扱い方について、検討してみる。
- ◇出えん率の考え方は要綱だけでは地方公共団体は理解できないのではないか。また、口頭の説明はあとになって混乱を招きやすい。重要な事項は、必ず文書化して、説明してほしい。
- ◆出えん率については、離島支援対象都道府県への離島対策業務施行準備活動時に要綱に書かれている内容を具体的に説明し、地方公共団体の方々にしっかり理解して頂くこととしたい。また、関係者が正確に内容を共有できるよう、出来るだけ詳細まで資料に明記する等の配慮をしたい。

＜協力要請書の予定台数について＞

- ◇協力要請書の予定台数の考え方について確認したい。この予定台数の性格は予定台数を1台でも超えたら、超過分は一切認めないということか。また、超過した場合には出えんの優先順位が下がる等の罰則はあるか。
- ◆超過分は一切認めないという仕組みではなく、罰則等があるわけではない。ただし、この報告台数で離島支援業務の年度予算を作成するので、ある程度合理的な予定台数をだして頂くことが適当。
- ◇協力要請書に月別予定台数を記入する想定にしているが、月別ではなく、四半期でよいのではないか。あまりに不確実なことを無理に記入してもらおうとするのは、かえって、効果的な実施を妨げる。
- ◆将来的には不要になる可能性はあるが、施行直後は何月に廃車がどの程度集中するかといった観点から何らかのデータは必要となるので、市町村の意見等も聞いて、合理的な範囲を検討したい。
- ◇それは、予定台数ではなく、実績でいいのではないか。

＜実施確認用の証拠書類(例)について＞

- ◇海上輸送パターン(仮)にある証拠書類(例)は資金出えん申請時

に提出する考えか。

- ◆ 証拠書類は、出えん先の地方公共団体にて保管し、資金出えん申請時にその証拠書類の内容を個別実施明細書に記入して頂く（証拠書類そのものの提出は不要）ことを予定。（財）自動車リサイクル促進センターによる出えんについての検査時等には、保管してある証拠書類を確認させていただくこととなる。
- ◇ 一例だが、証拠書類（例）に乗船券の半券とあるが、現状では船を降りる時に半券を回収する船もある。そのような場合は何を証拠書類とするのか。確実に確認できる方法であって、実務がややこしくならない方法であればいいのではないか。
- ◆ 運搬の領収書等が考えられるが、具体的には、市町村毎に決めて頂きたいと考える。

<要綱表現・フォーマットについて>

- ◇ 離島対策業務の主旨については特に問題ないが、離島対策支援（3号）業務を定着させるには、地方公共団体側が安心して使える制度にする必要があり、また、都道府県・市町村・住民が各々協力することが必要。そうした観点から要綱の表現ぶりや手続に要するフォーマットについても十分精査すべき。
- ◆ 成案までに要綱の表現・手続きに要するフォーマットについては十分精査していく。

<地方公共団体への説明について>

- ◇ 要綱を地方公共団体に送付するだけでは十分な理解は得られないため、説明会をきちんと実施するべき。説明資料は詳細なものとするなどして、関係者間で内容をしっかり共有できるようにすることが重要。
- ◆ 関係者が正確に内容を共有できるよう、出来るだけ詳細まで資料に明記する等の配慮をしたい。

(2) 議題議題②について

『「第106条3～5号業務」の平成16年度事業計画案及び予算案概要について』について資料6を使用して事務局が説明。

「第106条3～5号業務」の平成16年度事業計画案・予算案の概要について承認された。

## 【主な質疑・意見】

### ＜不法投棄対策について＞

- ◇活動スケジュールに4号業務(不法投棄対策)のスケジュールがあるが次回の検討会に要綱案がでるのか。
- ◆次回の検討会では、不法投棄対策の基本的考え方の検討状況について報告する予定。例えば、出えん率や申請手続きの概要といったものを想定している。

### ＜理解普及活動費について＞

- ◇予算案の管理費の中に理解普及活動費があるが、地方公共団体が実施する市町村民への周知徹底・理解促進活動の補助費も含まれるのか。
- ◆この理解普及活動費は、センターが実施する施行準備活動のための資料の製本・印刷代を想定しており、地方公共団体が実施する周知徹底・理解促進活動の補助費は想定していない。

### ＜施行準備活動について＞

- ◇離島対策業務(3号業務)の施行準備活動として、離島の多い都道府県を中心とした打合せ会議を計画していることは理解できるが、離島が少なく、離島の問題をあまり意識していない都道府県とも打合せ会議を実施した方が良いのではないか。こういう都道府県ならではの問題もありそうである。是非、お願いしたい。
- ◆施行準備活動の中でより効率的・効果的に対象となる地方公共団体との打合せ会議を開催するよう検討していきたい。

## 7. 3回離島対策等検討会議について

次回検討会は下記について事務局より説明、審議を行う。

- ・離島対策に関する資金出えん要綱(成案)に関する審議
  - ・不法投棄対策の基本的考え方の検討状況に関する審議
- ※5月開催予定(詳細日程は追って調整)。

以上